

## 行 政 法 (50 点)

A市内に妻と2人で居住するXは、自宅で陶磁器関連の下請業務をして生計を立てていたが、妻の病状の悪化等を契機に、生活保護の申請をした。A市P福祉事務所長Yは、2016年5月、世帯の最低生活費は月額18万円であるところ、妻の障害年金が6万円、内職収入は4万円として、不足分8万円の保護開始決定をした。

Xは、内職の材料を発注元から預かる際および納品の際に自動車を用いていたが、2016年7月に親族から頭金を借り、ローンを組んで新車に買い替えた。

その後、P福祉事務所の職員は、Xに対して収入を増やすように指導したが、改善が見られなかったため、Yは、2018年5月24日、Xに対して、生活保護法27条1項に基づく指示として、「指示の内容欄」に「陶磁器関連の仕事の収入を月額8万円(必要経費を除く)まで増収するか、自動車を処分して、他の仕事で収入を得るようにしてください。」と、「指示の理由欄」に「世帯の収入増加に大きく貢献すると認められたため…事業用資産として自動車の保有を容認していたが…目的が達成されていないため。」と記載した書面を交付した(以下、「本件指示」という)。

Xの収入はその後も依然として月額4万円にとどまったが、Xは、収入の増加は業界の現状から客観的に実現不可能であること、自動車の保有は妻の通院のためにも必要であることを理由に、本件指示に従わなかった。そこで、Yは、同年9月3日、同法62条3項に基づき、保護の廃止を決定した。

これに対して、Xは、同年12月3日に保護の廃止決定の取消訴訟を提起し、約1年後に、国家賠償法1条に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

問1 本件指示の法的性質は何か。行為形式論の見地から検討しなさい。

問2 2つの訴訟において、違法性はそれぞれどのように審査されるか。判例理論に即して検討しなさい。